

下水道クイックプロジェクト実施要領

1. 本制度の目的

各地方公共団体において、地域の実状に応じた低コスト、早期かつ機動的整備が可能な新たな整備手法を導入することにより、早急かつ効率的な下水道整備を図ることを目的とします。

2. 社会実験の実施手順

① 社会実験の実施主体

社会実験の実施主体は、下水道事業を実施している地方公共団体とします。

② 社会実験計画書の作成及び事業の実施

下水道クイックプロジェクトを導入しようとする地方公共団体は、社会実験計画書を作成し、必要に応じて下水道法事業計画の変更を行います。なお、社会実験計画書の作成にあたっては、国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道事業課として以下の内容等について確認するため、地方整備局等を経由して事前にご相談下さい。

- ・ コスト縮減、工期短縮、機動的整備等の観点からの効果
- ・ 社会実験として検証すべき性能
- ・ 全国的に参考となる課題

これらに基づき技術的支援の下で詳細設計や施工等を進めつつ、性能等の検証に必要なデータの収集・分析や改良施工等の必要性の検討を行い、必要に応じて改良施工等を行います。なお、社会実験計画書は下記の事項を記載して別添様式1と共に地方整備局等を経由して国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道事業課に提出して下さい。

〈社会実験計画書に記載する項目〉

- ・ 対象とする事業箇所名、地区名
- ・ 当該地区における汚水処理施設整備の現状
- ・ 当該地区に係る近年および将来の人口動向
- ・ 当該地区において、社会実験を導入するに至った背景
- ・ 社会実験の対象とする整備手法と社会実験の実施箇所
- ・ 性能等の検証内容及び検証方法
- ・ 新たな整備手法の導入により期待される効果
- ・ 社会実験の実施にあたり導入する予定の住民参画方策

- ・ 社会実験の実施に併せ、効率的な未普及解消を図るための他の汚水処理施設整備との連携方策
- ・ 概略の工程
- ・ 技術的支援（実験の設計、施工のそれぞれの段階における技術的支援方法）

③ 実験の経過及び結果の報告等

実験結果については、実験終了後3ヶ月以内に、地方整備局等を経由して国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道事業課に提出して下さい。また、実験結果について、他地域での発表等をお願いすることがあります。

なお、実験の経過及び結果については、有識者委員会（下水道クイックプロジェクト推進委員会）に報告することとなります。

3. 国による支援

① 技術的支援

国は、関係機関と連携して、社会実験の実施に関し地方公共団体が行う技術的な検討に対し、可能な限り支援を行うこととします。

② 財政的支援

国は、予算の範囲内において、社会実験の実施に必要な調査、設計、施工その他必要な検討につき、通常の下水道の交付基準により交付金を交付することができるものとしてします。

4. その他

① 社会実験計画書及び実施状況の公開

社会実験計画書及び実施状況については、国土交通省都市・地域整備局下水道部が設置する「下水道の社会実験のホームページ」上で公開するものとしてします。

② 社会実験計画の変更

以下の項目について変更する場合には、変更した社会実験計画書を別添様式2と共に地方整備局等を経由して国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道事業課に提出して下さい。

- ・ 社会実験の対象とする整備手法と社会実験の実施箇所
- ・ 性能等の検証内容及び検証方法
- ・ 概略の工程

附則 平成19年6月25日付国都下事発第107号国土交通省都市・地域整備局下水道部長通達「下水道未普及解消クイックプロジェクト社会実験制度実施要領（試行版）について」は廃止する。